

### 3 相談会の開催方法の提案 ～相談会等との連携～

#### 3-1. 提案の位置付け

本調査とは別途、沖縄の所有者不明土地に関する相談会を令和元年度に実施しており、令和2年度においても実施が予定されている。

引き続き、同相談会を効率的に実施できるよう、昨年度の相談会の結果（関係機関へのヒアリング調査）や実態調査結果等を踏まえ、今後の開催方法等の提案を行う。

#### 3-2. 提案の内容

##### (1) 相談会の開催目的について

沖縄においては、先の大戦による公簿・公図類の焼失に伴い所有者不明土地（沖縄の所有者不明土地）が発生し、今日でも2,700筆程度存在している。

これまでの実態調査結果等により、前述のうち200筆程度は、真の所有者としての所有の意思を有する人（以下この節において「所有の意思を有する人」という。）の手がかりが判明しているものの、所有権の確認に向けた手続の検討・実行が十分にされていないという状況がある。

この状況を改善していくため、真の所有者として所有権を確認するための手続を促進する相談機会（相談会）を設けるとともに、同相談会に所有の意思を有する人が相談できるよう、関係機関との連携により周知を図る。

##### (2) 相談会の開催方針 ～問題解決に向け、相談会の開催に求められる要素～

###### ① 所有の意思を有する人が相談しやすい開催方法の選択

所有の意思を有する人が相談会に参加し、相談の後に所有権を確認するための手続を行い始めるためには、相談に必要な一定の資料収集・事実確認をすることが求められ、短期・限定日時での相談機会だけでは十分ではないおそれがある。

このため、所有の意思を有する人の事情に応じて、極力柔軟に対応できるよう、相談機会はより長期に、また相談機会の日時設定は相談者の都合にあわせて対応できることが望ましい。

###### ② 所有の意思を有する人への効果的なアプローチの実施

①に加え、所有の意思を有する人が相談会に参加するためには、相談会の存在を知る必要がある。

所有の意思を有する人は顕在化している人数として 200 名程度、潜在的な可能性のある人もあわせると数百人程度いることが見込まれ、これらの層に効率的に相談会の案内を展開していく必要がある。

このため、所有の意思を有する人の情報を一定程度把握している管理者（沖縄復帰特措法に基づく管理者：沖縄県・市町村）や所有権を確認するための手続に精通した専門機関（那覇地方法務局、沖縄県司法書士会等）との効果的な連携により周知を図っていくことが求められる。

### ③ 業務の実施内容

#### 1) 相談会の開催概要

##### ①実施時期

令和 3 年 1 月下旬~3 月中旬にかけての 2 か月間

##### ②実施場所

公共施設の会議室等を確保、または、司法書士等の事務所（相談可能な場所を列挙し、相談者が選択できるようにする。）

##### ③実施方法

所有権確認の手続に精通した専門機関である沖縄県司法書士会会員の司法書士と連携して実施する。

まず、電話にて相談者が事務局に相談を申し込んだ上で、上記実施場所での司法書士との対面相談を個別に実施する。

##### ④実施時間

あらかじめ一定の日時（例えば、毎週木曜日の午後等）を示すほか、相談者の事情に応じた時間を相対で設定する。

また、1 回の相談時間は 30 分程度~2 時間程度まで、相談者の意向に沿って対応できるよう設定する。

##### ⑤その他

沖縄県司法書士会は、無料相談機会を沖縄県内 4 か所（那覇市、名護市、うるま市、沖縄市）において定期開催しており、今年度中に相談を実施できない場合においても、相談を継続する体制を構築することも可能である。

本業務において相談者と専門家の面識ができ、後日、別途、両者において個別契約に基づく相談・支援業務を行うことは妨げない。（ただし、本業務の相談で得た個人情報を、その後の営業活動に用いることは認めない。）

#### ④ 相談会の周知に向けた広報の実施概要

##### 1) 管理者を介した周知・広報

所有の意思を有する人の多くは、当該所有者不明土地の管理者がその存在・連絡先を把握しているケースがある。このため、管理者を介して相談会の案内を展開していくことが効果的である。

ただし、顕在化している場合は管理者から直接連絡で済む一方、所有の意思を有する人としては未だ顕在化していないケースも一定程度あることが見込まれる。

そこで、市町村広報に相談会の開催や当該市町村が管理する所有者不明土地の概要（地番や地図、写真等）が掲載されるよう管理者と早期に調整を行う。（市町村広報への情報掲載のためには、広報発行の2か月程度前には調整を済ますことが求められるのが一般的である。）

##### 2) 親和性あるイベントとの連携

例年、2月上旬（第一土曜日）には、沖縄県司法書士会が那覇地方法務局との共催により、相続登記に関するイベントと相談会を実施しており、同イベント・相談会には、相続未登記の所有者不明土地に悩む相談者も多く来訪する。

本イベントは那覇地方法務局から各市町村に対し、周知・広報の依頼も行われるため、所有者不明土地に関心があったり、悩んだりしている人（顕在化していない所有の意思を有する人）により多く情報が届く可能性がある。

このため、同イベントの案内と、相談会の案内を一体的に発信できるよう、沖縄県司法書士会・那覇地方法務局と早期に調整を行う。（場合によっては、同イベントの一部で本相談会の案内をしてもらえるよう調整する。）

本イベントで配布したり、事前告知等に利用できたりするチラシを作成する。キャッチコピーや絵等、視覚的にわかると相談しやすいものとなるよう工夫する。

##### 3) 所有者不明土地の現地での周知

所有者不明土地には過年度の実態調査の際に、所有の意思を有する人向けの案内看板が設置されている。（現時点においても設置され続けているケースが多い。）

所有の意思を有する人に関する手がかりのある所有者不明土地の約7割は墓地であり、所有者不明土地であっても祭祀承継・相続され、利用されているケースが多い。そのため、墓地への墓参りの時期（清明祭（4月頃）、旧盆の時期（8月頃））には所有者不明土地を訪れる可能性がある。

このため、所有者不明土地にある看板に相談会の案内を掲示することも、管理者である市町村と調整する。なお、看板への案内設置については受託者が行うこととし、市町村の協力を求めることはしない。

看板に掲載する内容は、所有権を確認できる可能性があるので諦めないよう、励ますような文面であることが望ましい。

#### 4) 業務の実施スケジュール

- ・事業開始（11月上旬）
- ・連携イベント（沖縄県司法書士会・那覇地方法務局）との調整（11月中）
- ・管理者との市町村広報に関する調整（11月~12月）
- ・市町村広報（1月~2月）
- ・相談会の開始（1月下旬~3月中旬）
- ・連携イベントの開催（2月上旬）
- ・相談会の終了（3月中旬）

ただし、所有者不明土地の看板を4月の清明祭でみて相談してくるケースも考えられるため、4月以降も相談可能な体制も含んでおくことが望ましい。

- ・事業報告（3月末）

#### ⑤ その他

令和元年度の相談会では、広報の内容が「県民にとって何の相談ができるのか、何の目的の相談会かよくわからなかった」との声もあったことから、相談会の目的・内容を十分に周知できる広報媒体を作成する。

相談者が安心して相談できるよう、内閣府の委託事業での実施であることを明示する。

管理者（沖縄県・市町村）に相談が入った場合に、相談会に円滑につなぐことができるよう、管理者に対しても十分な情報提供を行う。